

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年5月28日

大分県知事
広瀬 勝貞 殿

提出者
住 所 大分県竹田市大字拝田原608番地
氏 名 株式会社 高山組
代表取締役 高山 茂明
電話番号 0974-63-2500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 高山組
事業場の所在地	大分県竹田市大字拝田原608番地
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	161,930万円
③従業員数	40人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 発生 → 運搬（自社） → 最終（中間）処理（委託） ・ 発生 → 運搬（委託） → 最終（中間）処理（委託）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 31 年度）実績】 別紙2-(1)のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 発生したコンクリートがらを現場で再利用する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	排 出 量	1000 t	1000 t
	(今後実施する予定の取組) 再利用できるものについては、現場にて再利用する 再生できるものについては、分別を徹底し最終処分量を減らす		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生しやすいように、分別の徹底を行う		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生しやすいように、分別の徹底を行う		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 31 年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 31 年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 31 年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 31 年度）実績】 別紙2- (2) のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託業者の選定後、書面による契約を実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	全処理委託量	1000 t	1000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1000 t	1000 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り優良認定処理業者より選定する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物管理体制組織図

統括責任者	代表取締役
総責任者	土木部長
廃棄物担当者	土木次長
産廃発生現場担当者	各現場所長
各現場所長の役割	廃棄物の処理計画の作成
	産廃の管理
	処理委託業者の選定
	委託契約の締結
	マニフェストの作成、管理
	発注者、下請業者との協議
	社員、下請業者に対する教育
	その他関係する事項

- ① 廃棄物の発生する現場所長と総責任者、廃棄物担当者が連絡を密にとり適正に、処理を行う。
- ② 廃棄物についての処理法方等に関する教育を行う。また、関係協会等が開催する関係法令等の研修会等に積極的に参加をする。

別紙2

(1) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(31 年度)実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラス・陶器くず	プラスチック類	金属くず	木くず
排出量	262.54t	867.41t	360.65t	8.00t	24.00t	1366.72t

(2) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(31 年度)実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラス・陶器くず	プラスチック類	金属くず	木くず
全処理委託量	262.54t	867.41t	360.65t	8.00t	24.00t	1366.72t
優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
再生利用業者への 処理委託量	262.54t	867.41t	360.65t	8.00t	24.00t	1366.72t
認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t